

和歌山市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成19年3月28日

和歌山市監査委員	伊藤隆通
同上	田上武
同上	佐伯誠章
同上	多田純一

第1 監査の期間

平成19年1月15日から同年2月5日まで

第2 監査のテーマ

和歌山市民図書館の管理運営及び利用状況について

第3 監査の目的

和歌山市民図書館（以下「市民図書館」という。）は、市民の教育と文化の発展に寄与することを設置の目的とし、生涯学習を推進する上で重要な役割を担った公の施設である。

また、インターネット等の普及による情報収集手段の多様化により、読書離れが進んでいるため、市民ニーズの変化に対応した図書館が求められている。

そこで、今回の監査は、市民図書館が設置目的に従い、適正で有効かつ効率的に管理運営されているか、また、利用状況については、市民の利便性が考慮され公平性が確保されているかに主眼を置いて実施した。

第4 監査の着眼点

監査の主な着眼点は、次のとおりとした。

- 1 施設の管理は適正か
- 2 施設の運営は合理的か
- 3 資料の拡充整備は適正か
- 4 資料の管理は適正か
- 5 施設は有効的に利用されているか
- 6 利便性が十分に考慮されているか
- 7 広報等は効果的になされているか

第5 監査の対象

今回の監査は、教育委員会教育文化部市民図書館の管理運営及び利用状況を対象とした。

第6 監査の方法

市民図書館の事務の実態及び問題点を把握するため、調査票による事前調査を行い、関係諸帳簿を調査するとともに、関係職員から事情を聴取し、監査を実施した。

第7 監査の結果

監査の結果、市民図書館の管理運営及び利用状況に関する事務の執行は、おおむね良好であったが、一部において改善又は検討を要する事項が見受けられた。

その概要は次のとおりであるので、今後、より適正かつ効率的な事務の執行を望むものである。

なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度指導したので省略する。

1 施設の管理は適正か

市民図書館は、多くの市民が利用する公の施設であるため、安心して利用できるよう防災対策の推進を図るなど、安全管理を適正に行わなければならない。

(1) 安全管理について

施設の安全管理については、「自衛消防隊各班行動マニュアル」を作成するなどの対策を講じているところであるが、定期的に防災訓練を実施するなど、より一層安全性確保に努められたい。

昭和56年4月に建築基準法施行令（昭和25年政令338号）が改正され、耐震設計基準が見直された。市民図書館においては、昭和56年3月に竣工しているため、この新耐震設計基準に基づいていない。耐震診断及び耐震補強については、建物の老朽化が進んでいる状態も考慮し、その実施を早急に検討されたい。

2 施設の運営は合理的か

市民図書館は、市民ニーズの多様化に伴い、多種多様なサービスを提供しなければならない。しかしながら、厳しい財政状況の下、合理的な運営が求められている。

(1) 運営方針と取組みについて

市民図書館の基本方針は、市民の生涯学習を援助し、読書を通じて生活を豊かにするため運営活動することである。

この基本方針に対する基本計画等の具体的な計画が策定されていないため、今後、和歌山市民図書館協議会への諮問等を行い、具体的な計画を策定し、より一層合理的な運営に努められたい。

(2) 職員の配置状況について

平成17年4月1日現在においては、一般職員24名、非常勤職員1名、賃金支弁職員8名が配置されていたが、平成18年4月1日現在においては、一般職員16名、非常勤職員1名、賃金支弁職員20名の配置となっている。

一般職員の削減により人件費の抑制は図られているところであるが、市民へのサービスが低下しないように、より一層職員の資質向上に努められたい。

3 資料の拡充整備は適正か

公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成13年文部科学省告示第132号）では、市民のニーズに応えるため、新刊図書等の資料の迅速な確保及び多様な資料の整備・収集に努めるものとされている。

(1) 購入と寄贈について

図書購入費の増額が見込めない中、購入については、市民ニーズを的確に把握した上で購入計画を策定されたい。

また、購入が困難な必要性の高い資料については、寄贈を積極的にPRし資料収集に努められたい。

4 資料の管理は適正か

資料は市民共有の貴重な財産であり、常に適正な管理に努めなければならない。そのためには、資料の管理状況を的確に把握し、利用者サービスに支障を来さないような対策を講じることが重要である。

(1) 未返却の対処方法について

資料の未返却者に対しては、各地区担当者が督促状を発送し、特に長期にわたる未返却者や貸出予約が入っている資料の未返却者に対しては、電話催告を実施している。

また、督促状の不着や電話連絡が取れない場合は、調査を行うなど未返却の解消に努めている。

しかしながら、督促状発送件数、電話催告回数等の未返却者への詳細な対応経過については、各地区担当者による把握はされているが、全体的な把握がされていない状況である。

資料は市民共有の貴重な財産であるため、早急に未返却状況の適正な把握に努めるとともに、長期にわたる未返却者に対しては、厳正な措置等を検討するなど、より一層未返却の解消に努められたい。

(2) 不明資料について

蔵書点検の結果、資料の所在が3年にわたり不明となった資料と貸出し後3年にわたり回収不能となった資料は、亡失資料となり除籍される。亡失資料となるまでの資料については、電算システムによりデータ管理されている。

亡失資料数は、平成16年度369冊、平成17年度359冊、平成18年度921冊とのことであるが、これらの数値は、新システム移行時に生じた不具合が解消されていない状態で算出されたものである。

今後、適正な管理と不明資料発生の抑制に努められたい。

(3) リサイクルフェアについて

不用となった資料のうち再利用可能なものについては、市民を対象としたリサイクルフェアにより無償譲渡を実施しているが、今後も広報活動を推進するなど応募者の増加に努め、より一層有効活用を図られたい。

5 施設は有効的に利用されているか

図書館を運営する場合、機能、役割及び運営方法を多面的に調査検討するとともに、これからの図書館に利用者が何を望み求めているかを分析し、既存施設を有効に活用しなければならない。

(1) 市民図書館3階の利用状況について

和歌山市民図書館3階施設利用要綱第5条に規定されている施設には、ホール、ミキシングルーム、研修室(1)、研修室(2)がある。ホール及びミキシングルームは利用が少なく、また、2つの研修室は利用されていない状況であるので、今後、有効利用されるよう検討されたい。

また、ホール及びミキシングルームの利用については、同要綱第3条第2項では「利用する日の1ヶ月前から1週間前までの間に館において受付ける。」と規定されているにもかかわらず、要綱に基づかない申請を承認しているものが見受けられたので、今後注意されたい。

6 利便性が十分に考慮されているか

市民図書館は、市民のために資料や情報の提供等直接的な援助を行う機関として市民のニーズを把握し、図書館サービスが市民に公平に行きわたるように考慮しながら、利便性の向上に努めなければならない。

(1) 登録及び利用状況について

市民図書館の登録者数及び図書の貸出状況は次のとおりである。

項 目	年 度		
	平成15年度	平成16年度	平成17年度
人 口 (人)	380,311	378,740	373,827
登 録 者 数 (人)	119,376	125,873	131,166
有 効 登 録 者 数 (人)	50,445	51,595	51,027
延 貸 出 人 数 (人)	195,266	185,638	180,004
貸 出 冊 数 (冊)	723,305	718,504	694,126
有効登録者一人当たり 貸 出 回 数 (回)	3.87	3.60	3.53
有効登録者一人当たり 貸 出 冊 数 (冊)	14.34	13.93	13.60

(注) 「人口」欄については、4月1日現在国勢調査基準人口を前年度末現在の人口とした。

登録者数については年々増加しているが、和歌山市民図書館条例施行規則（昭和56年教育委員会規則第7号。以下「施行規則」という。）第14条に規定されている利用券の有効期間5年を経過したものなどが多く含まれていると思料される。

また、延貸出人数及び貸出冊数については、いずれも減少傾向にあり、有効登録者一人当たり貸出回数及び有効登録者一人当たり貸出冊数においても、減少傾向にある。

このような状況の下、市民ニーズを的確に把握し、地域の特色を踏まえたサービスの充実を図り、利用者の増加に努められたい。

(2) 開館日と開館時間について

気軽に利用できる親しみやすい市民図書館を目指して、平成17年4月4日から月曜日から木曜日まで市民図書館の開館時間を午後8時まで延長して利便性の向上に努めているところであるが、延貸出人数は年々減少傾向にある。

今後、この減少の要因について調査するとともに開館時間及び開館日については、市民のニーズを把握し開館時間の延長のPRを推進するとともに、さらに利便性の向上が図られるよう検討されたい。

(3) 資料の貸出予約について

資料の貸出予約については、平成16年3月から市民図書館ホームページからの予約が可能となっている。

しかし、この方法で予約するには、初めに市民図書館又は東部・河南・河北・中央コミュニティセンターの各図書室（以下「コミセン図書室」という。）においてパスワードの登録・取得手続きが必要であるため、利用者の利便性がより一層向上するような方法を検討されたい。

(4) 図書の返却について

図書の返却については、市民図書館、コミセン図書室、支所等合わせて46か所での返却が可能であり、利便性が図られている。

しかし、コミセン図書室及び支所等へ返却された図書は、貸出しが可能となるまで期間を要するため、より効率的な回収方法等について検討されたい。

(5) 移動図書館について

移動図書館は、主に小学生を対象とし運営しているところであるが、対象者の拡充やステーションポイント（駐車場所）を再検討するなど、より一層効率的な運用を図られたい。

移動図書館の利用方法については、施行規則第19条において「自動車文庫の利用に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。」と規定されているが、要綱等の整備がなされていないので、早急に整備されたい。

また、移動図書館の業務委託契約において、仕様書等の記述が一部不明確なものが見受けられたので、今後注意されたい。

(6) 利用者に応じたサービスについて

外国人へのサービスについては、外国語図書の所蔵がない状況であるので、国際化に対応するためにも国際交流関係資料の収集や提供等、外国人に対するサービスの向上に努められたい。

身体障害者へのサービスについては、平成17年4月から、「和歌山市民図書館郵送貸出し実施要領」に基づき郵送貸出のサービスを開始しているところであるが、利用実績がない状況であるので、その原因を調査し、制度の有効活用を図られたい。

高齢者へのサービスについては、大活字本の購入、老眼鏡、拡大鏡の設置等を行っているところであるが、来館が困難な高齢者へのサービスの拡充についても検討されたい。

(7) 駐車場について

市民図書館においては、専用の駐車場が整備されていないことから、車での来館者は和歌山市民会館の駐車場を利用している状況にあるので、利便性の向上のため駐車場の確保について検討されたい。

7 広報等は効果的になされているか

公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準において、公立図書館は、市民の理解と関心を高め新たな利用者の拡大を図るため、広報誌等の定期的な刊行やインターネットを活用した情報発信など、積極的かつ計画的な広報活動に努めるものとされている。

(1) 広報活動について

市報わかやま等の広報誌においては、移動図書館の巡回日程表や市民図書館行事開催の案内などを掲載している。また、市民図書館ホームページにおいては、市民図書館利用案内や新刊情報などを掲載し広報活動に努めている。

今後は、新たな利用者の拡大を目指し、より一層市民図書館に対する関心を高めるような広報活動に努められたい。

むすび

急速に変化する現代社会において、市民図書館に対する市民ニーズが多様化し、多種多様なサービスの提供が求められている。また、インターネット等の普及による図書離れは深刻な問題であり、市民図書館においても、図書の貸出冊数等は減少傾向にある。

今後は、市民ニーズを的確に把握し、多くの市民に利用してもらえるようなサービス供給体制を整え、市民図書館の適正かつ有効・効率的な管理運営に努められたい。

なお、地方自治体を取り巻く厳しい財政状況の下、他都市の公立図書館においては経費削減のために、カウンター業務等の委託や指定管理者制度の導入の動きもみられる。これについては、賛否両論はあるが、いずれにしても経費削減とサービス向上の両立に努めていくことが公立図書館の共通の課題となるものと思料される。

市民図書館の管理運営に当たっては、このような課題を認識しつつ、市民が気軽に利用できる親しみやすい図書館を目指し、より一層努力されたい。

監査項目ごとの改善又は検討を要する事項については、監査の結果の中で述べたところであり、今後の市民図書館の管理運営及び利用状況にこれらを反映させ、より一層適正かつ効率的な事務の執行に努め、公共の福祉の増進に寄与されるよう望むものである。